

## 令和4年御嵩町議会第4回定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年12月1日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和4年12月1日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
  - 議案第52号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
  - 議案第53号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について
  - 議案第54号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
  - 議案第55号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
  - 議案第56号 令和4年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について
  - 議案第57号 令和4年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）について
  - 議案第58号 御嵩町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第59号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
  - 議案第60号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第61号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
  - 議案第62号 指定管理者の指定について
  - 議案第63号 指定管理者の指定について
  - 議案第64号 指定管理者の指定について



## 議事日程第1号

令和4年12月1日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 3件

(1) 議員派遣報告書

(2) 定例監査実施報告書

(3) 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和4年8月分から10月分まで）

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 13件

議案第52号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第53号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について

議案第54号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第55号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第56号 令和4年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第57号 令和4年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第58号 御嵩町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第60号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第62号 指定管理者の指定について

議案第63号 指定管理者の指定について

議案第 64 号 指定管理者の指定について

日程第 5 議案の審議及び採決 6 件

議案第 52 号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める  
ことについて

議案第 53 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）について

議案第 54 号 令和 4 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）に  
ついて

議案第 55 号 令和 4 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につい  
て

議案第 56 号 令和 4 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 57 号 令和 4 年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

---

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1 番 清水 亮太	2 番 福井 俊雄
3 番 奥村 悟	5 番 安藤 信治	6 番 伏屋 光幸
7 番 安藤 雅子	8 番 山田 儀雄	10 番 大沢 まり子
11 番 岡本 隆子	12 番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 公夫	副 町 長 寺本 公行
教 育 長 奥村 恒也	総 務 部 長 各務 元規
民 生 部 長 小木曾 昌文	建 設 部 長 鍵谷 和宏
企 画 調 整 担 当 参 事 田中 克典	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 筒井 幹次
総務防災課長 古川 孝	企 画 課 長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 中村 治彦	亜炭鉱廃坑 対策室長 早川 均
税 務 課 長 金子 文仁	住 民 環 境 課 長 高木 雅春
保険長寿課長 大久保 嘉博	福 祉 課 長 日比野 浩士

農 林 課 長 渡 辺 一 直  
建 設 課 長 石 原 昭 治  
生涯学習課長 日比野 克 彦

上下水道課長 可 児 英 治  
会 計 管 理 者 丸 山 浩 史

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土 谷 浩 輝

議 会 事 務 局 記 書 井 戸 芳 枝

## 開会の宣告

### 議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

したがって、令和4年御嵩町議会第4回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願ひします。

それでは招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

### 町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

今日は寒くなるやろうと言っておりましたけれど、比較的それほどは寒くなかったなと思っております。明日のほうはまだまだ寒くなるという話でありますので、体にも気をつけていただきたいと思ひます。

それでは、挨拶をさせていただきます。

御嵩町議会第4回定例会の開会に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見、報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

最近の新型コロナウイルスの感染者状況は増加傾向が続き、既に第8波に入っているとも言われております。ワクチン接種事業については、オミクロン株に対応したワクチンの接種を始めたことのほか、生後6か月から11歳までの小児についても接種対象とするなど、感染及び重症化の予防のための事業を継続しております。11月28日現在、オミクロン株対応ワクチンの接種を受けた方は3,715人で、接種対象者に占める割合は22.7%であります。引き続き町民の皆様が速やかに接種を受けられるよう、接種機会の提供を行ってまいります。

今年4月の年度始まりに際して、3年前に実施していた会議などやイベント全てを実施することを前提に準備するようにと職員に指示をして取り組んでまいりました。組織によっては書面形式のままの実施を判断された会もあれば、集会形式で総会が開催された会もありました。各種イベントにおいても感染拡大対策の徹底や規模の縮小など、それぞれの経験値を基に判断していただき、開催されてきている状況であります。

先月に岐阜市において開催された「ぎふ信長まつり」では、人気俳優が騎馬武者行列に参列したこともあり、2日間の人出は約62万人とのことであります。その経済効果は非常に大

きなものであったと推測されます。本町においても、岐阜市のような大規模ではありませんが、秋の行楽シーズンの恒例行事である中山道往来が開催され、多くの方がウォーキングを楽しまれました。

また、町外へ御嵩町の魅力を発信するイベントとして、岐阜関ヶ原古戦場記念館において学芸員による御嵩町ゆかりの可児才蔵に関する歴史講演会を実施し、施設の外では、みたけのええもん物産販売を行ってまいりました。そこでは、みたけのええもんの認定商品である舩五山茶を生産している上之郷中学校の生徒の皆さんが茶摘み衣装の早乙女に身を包み、試飲・誘客PRをしていただきました。協力してくれた生徒の皆さんには、地域と一緒に大切に育てている上之郷中学校の歴史ある活動への誇りと地元への愛着をより一層深めていただけたものと思っております。

そして、少し前にはなりますが、10月には夏の恒例開催が延期された「よつてりゃあ、みたけ～夢いろ街道宿場まつり～」が開催され、7,000人以上の方が祭りを楽しんでいただけたと実行委員会からの発表がありました。中でも3年ぶりの花火は、「とてもよかった」「感動した」という声が私の下へも多く寄せられました。御嵩町の夜空に光の花が咲き、ドン、ドンと低い音が体に響く感覚は、2年以上の我慢を強いられてきた私たち町民の心を十分に癒やしてくれるものとなりました。この祭りに参加して花火を見た子供たちにとっては、地元へ愛着が持てる御嵩町のお祭り「よつてりゃあ、みたけ」として心に刻まれたのではないのでしょうか。こうした子供の頃の地元での楽しい思い出は、郷土愛を育み、いずれ進学などで町外や県外へ出た後も、地元に戻るといった選択肢を持つことにつながる経験であります。この経験の機会を創造して体感してもらうことは、私たち大人の役目であると考えております。

先日、民間企業のある調査では、岐阜県内のまちの幸福度ランキング 2022 で御嵩町が第2位に選ばれたということでありました。幸福感というものは人それぞれであるとは思いますが、大変うれしいニュースでありました。御嵩町には楽しいお祭りがあるということも幸せを感じる一つの理由になっているのかもしれない。

祭りは、見えないところで頑張ってくれている人がいてくれることで成立します。関わっていただいている多くのスタッフの方に心から感謝をしております。そのスタッフの世代交代も進みつつあるようであります。継続は力なり、新たな御嵩町の文化として今後も紡がれていくことを期待しております。そして、これからも御嵩町で暮らす方たちが幸せを感じて、安心して暮らしていける夢のあるまちづくりを心がけていく所存であります。

町内小・中学校においては、この9月から12月にかけて運動会や体育大会、また修学旅行や日帰り研修などがそれぞれ計画され、新型コロナウイルス感染症対策の方針の下、行き先や日程を工夫しながら実施しております。昨年度はほとんどの学校行事が中止され、修学旅行は

日帰りで実施するなどの対応を取りましたが、今年度は各小・中学校とも宿泊を伴う修学旅行が実施できました。

一方で、10月に入り県内の感染者数に増加傾向が見られるようになると、各小・中学校においても感染者の報告が相次ぎ、10月中旬には御嵩小学校で1学級が、11月初旬から中旬にかけては向陽中学校で3学級が学級閉鎖となり、向陽中学校では複数の教職員にも感染が確認されるなど、学校運営にも少なからず影響を及ぼしました。

町内小・中学校での10月中の感染者数は、児童・生徒が41名、学校教職員が5名でありました。11月1日から11月25日の期間においては、児童・生徒で38名、学校教職員で10名の感染が確認され、特に御嵩町以外の在住の教職員において家庭内での感染が目立っている状況であります。

これから年度末に向けては進級や進学準備として重要な時期となることから、感染予防を徹底しながら児童・生徒にとってよりよい年度末となるよう努力してまいります。

平成29年度よりスタートした国の重要文化財である願興寺本堂修理事業は6年目を迎えました。昨年度までに全ての解体作業が無事に完了し、今年8月からは、いよいよ本堂の組立て直しが始まりました。解体作業の途中で明らかになった床下部分の基壇については、本堂再建時の貴重な遺構であることから、一部発掘調査を行った後、礎石とともにそのままの状態を保存・再利用することで、より文化財としての価値を高めた修理事業を進めております。建物中央部の入側柱10本を立てるところから始まった組立て直しは、構造補強を行いながら慎重に修理作業を進めていき、令和8年度の完成を目指してまいります。

この11月27日には1年ぶりの現場見学会を開催し、多くの皆さんに貴重な文化財の修理作業を御覧いただきました。町民の皆さんをはじめ多くの方々に、本町の誇る貴重な文化財である願興寺を守っていくことに御理解をいただきながら進めてまいりますので、引き続きこれからも本事業への御協力をよろしくお願いいたします。

本町では、指定管理者制度を活用し、これまで様々な施設の管理運営を指定管理者にお願いしております。そのうち、高齢者いきがい活動支援センターみたけ、通称「ふらっとハウス」、高齢者いきがい活動支援センターふしみ、通称「あつと訪夢」及び、みたけ健康館の3施設が令和5年3月末に3年間の指定管理期間を満了します。今回、これら3施設の指定管理期間が満了するに当たり、事業者のスケールメリットを生かした積極的な事業展開を期待し、指定管理期間を3年から5年に変更して公募をしたところ、現在の指定管理事業者からそれぞれ応募がありました。そして、これまでの実績などから総合的に判断し、各事業者を令和5年度から5年間の指定管理者として選定し、提案をするものであります。

選定する理由は、従事するスタッフの意識も高く、利用者からの信頼も厚いこと、また項目

別の評価からも、本町が求める良質かつ適切なサービスの確保及び地域住民とのパートナーシップの下、質の高い福祉サービスを継続的・安定的に供給することができ、信頼性と今後に向けた意欲が認められる点などであります。指定管理期間においても各事業所に対して、施設の効果的な運用や適正な管理についての指導及び支援を行ってまいります。

近年では、80代の親が50代の子供の生活を支えるなどという8050問題や、介護と育児のダブルケア、18歳未満の子供が家族の世話や介護などをするヤングケアラーといった課題が複雑化・複合化しております。そのため、国においては令和3年4月の社会福祉法の改正により、地域共生社会を実現するための重層的支援体制整備事業を創設し、高齢・障害・子供・生活困窮の相談に対し、属性・世代を問わない相談体制整備を進めております。この重層的支援体制は、判断内容に応じて、高齢分野であれば地域包括支援センター、障害であれば基幹相談支援センター、子育てであれば子育て世代包括支援センターといった各相談機関が連携し、継続的につながり続ける伴走支援や多機関による協働支援を構築することを目指しております。

そこで、本町では、北庁舎3階に重層的支援体制の拠点を整備することとし、令和5年度は先行して地域包括支援センターと子育て世代包括支援センターを移設します。また、児童虐待などの予防や早期発見の強化を図るため、子ども家庭総合支援拠点も新たに設置し、相談体制を整備してまいります。その準備のため、北庁舎3階の会議室の床修繕や受付カウンター、事務机の一部を購入するため、今定例会に補正予算を計上し、残りは令和5年度当初予算に計上する予定であります。さらに、令和6年度には基幹相談支援センターも移設し、体制の充実を図ってまいります。

今後は、令和5年度に策定予定の地域福祉計画や、ほかの計画との調整を図りながら重層的支援体制整備を進め、この事業のコンセプトである属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施できるよう進めてまいります。

新庁舎等整備事業につきましては、現在暗礁に乗り上げております。用地提供に御協力をいただいております地権者の方をはじめ事業の早期実現を心待ちにしておられる町民の皆様、このような状況下にありますことを深くおわび申し上げます。

町では、この9月、事業の必要性等について一層の御理解をいただくため、町内3会場において町民説明会を実施してまいりました。会場では多くの御質問、意見をいただきましたが、特に現役世代である若い方々から前向きな御意見をいただいたことを大変うれしく思います。現在は、自治会からの要請に基づき自治会単位での説明にもお伺いしておりますので、ぜひともお声をかけていただきますようお願いいたします。

もともと新庁舎等整備事業は、役場庁舎、中保育園、中児童館の耐震化対策のために進めてきた事業であります。これら3施設は、40年以内に90%程度の確率で発生するとされている

る南海トラフ巨大地震における御嵩町の想定震度6弱の地震発生時には、倒壊または崩壊のおそれのある危険な建物であり、いたずらに時間をかけている余裕などありません。これは命を守るための事業であります。現在、新庁舎等整備事業に関し、臆測やデマと思われる様々な情報が飛び交っていると聞き及んでおります。本事業に対して反対活動をされるのは自由であります。町民の皆様には正しい情報の下、正しい判断をしていただきますとともに、本事業は命の問題であり、喫緊の取組であることをいま一度御認識くださいますようお願い申し上げます。

今回提出いたします令和4年度一般会計補正予算の概要について御説明いたします。

まず歳入についてですが、主なものとして、物価高騰により経済的負担が増している子育て世帯を支援するため、高校生以下の子供がいる世帯に一律1万5,000円を給付するための県補助金2,110万4,000円の計上、新型コロナウイルスワクチン4回目接種やオミクロン株対応ワクチン追加実施に伴います国庫補助金1,499万7,000円の計上、道路・橋梁インフラの防災・減災対策のための国庫補助金7,693万8,000円の計上のほか、予算執行状況や事業費の確定に応じて国・県支出金、基金繰入金などの増減額を計上しております。

歳出の主なものとしては、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に2,110万4,000円の計上、新型コロナウイルスワクチン接種事業に1,499万7,000円、道路の舗装・補修や橋梁の補修工事などに1億5,079万円を計上しております。これら増額補正のほか、人件費の補正やその他各種事業費の確定等によります不用額の減額など、合わせて補正予算額は歳入歳出ともに2億352万6,000円の増額となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告とともに、令和4年度一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今定例会に提出する案件としましては、人事案件1件、一般会計をはじめとする補正予算が5件、条例4件、その他の議決案件が3件の都合13件であります。後ほど担当から詳細について御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

御清聴ありがとうございました。

**議長（高山由行君）**

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

---

**会議録署名議員の指名**

**議長（高山由行君）**

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 谷口鈴男君の2名を指名します。

---

### 会期の決定

議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る10月25日の議会運営委員会において、本日より12月9日までの9日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より9日までの9日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

---

### 諸般の報告

議長（高山由行君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

1. 議員派遣報告書、2. 定例監査実施報告書、3. 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和4年8月分から10月分まで）、以上の3件が議長宛てにありました。その写しを配付して、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

---

### 議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました議案第52号から議案第64号の計13件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件13件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、人事関係です。

議案第 52 号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 寺本公行君。

#### 副町長（寺本公行君）

議案第 52 号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

議案つづり 1 ページをお願いいたします。

固定資産評価審査委員会の委員定数は 3 名であり、この委員のうち、山口和美さんが本年 12 月 20 日をもちまして任期満了となります。引き続き山口和美さんを選任したく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

山口和美さんは、昭和 22 年 9 月 14 日生まれの 75 歳、住所は御嵩町伏見 1847 番地 2 であります。

再任後の任期は、令和 4 年 12 月 21 日から 3 年間となります。

なお、資料つづり 1 ページ掲載の履歴書にお目通しの上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### 議長（高山由行君）

次に、補正予算に入ります。

まず最初に、議案第 53 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

#### 総務防災課長（古川 孝君）

おはようございます。

それでは、議案第 53 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）について御説明いたします。

補正予算書つづり、ピンク色の表紙をおめくりいただきまして、1 ページをお願いいたします。

第 1 条第 1 項におきまして、歳入歳出予算の総額に 2 億 352 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 114 億 5,011 万 5,000 円とする旨規定しています。

第 2 条では債務負担行為の補正を、第 3 条では繰越明許費を、第 4 条では地方債の補正について規定しています。

5 ページをお願いいたします。

第 2 表 債務負担行為補正です。

2件の債務負担行為の追加をしております。

これは、指定管理について現協定に基づく者が今年度末で終了となることから、次期の指定管理を行うに当たり、債務負担行為を設定するものです。

1件目が、高齢者いきがい活動支援センターみたけ「ふらっとハウス」の指定管理者の指定によるものです。債務負担行為の期間は令和4年度から令和9年度まで、債務負担行為の限度額は1,815万円としています。

2件目が、高齢者いきがい活動支援センターふしみ「あつと訪夢」の指定管理者の指定によるものです。債務負担行為の期間は令和4年度から令和9年度まで、債務負担行為の限度額は2,024万円としています。

6ページをお願いいたします。

第3表 繰越明許費補正です。

2件の繰越明許費を設定させていただきます。

道路維持事業1億1,424万円は、町道千ノ井・真多羅線や上之郷142号線、三反田・切木線に係る工事など、橋梁維持事業3,700万円は、見上橋の補修設計業務や送木橋の補修工事です。いずれも国の補正予算に基づき、令和5年の実施分を前倒しし、年度をまたがって行うことから設定するものです。

7ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正です。

2件の変更をしております。

地方道路等整備事業では、限度額4,930万円に5,400万円を追加し、限度額を1億330万円としています。橋梁整備事業では、限度額680万円に1,660万円を追加し、限度額を2,340万円としています。これらは繰越明許費で御説明しました道路維持事業、橋梁維持事業の財源となる地方債となります。

10ページをお願いいたします。

歳入です。

款15 国庫支出金、目02 教育費国庫負担金、節01 教育総務費負担金は、子育てのための施設等利用給付費の事業見込額の精査による278万4,000円の減額。

目03 衛生費国庫負担金、節01 保健衛生費負担金は、新型コロナウイルスワクチン4回目接種、オミクロン株対応ワクチン追加実施に伴う812万6,000円の増額です。

目01 総務費国庫補助金、節02 戸籍住民基本台帳費補助金は、個人番号カード交付事業費補助金が国からJ-LISに直接補助されることになったことに伴う663万1,000円の皆減、マイナンバーカード申請期間延長に伴う受付強化に伴う124万8,000円の増額、マイナポイント

第2弾申請サポート強化に伴う124万8,000円の増額です。

目02 民生費国庫補助金、節02 児童福祉費補助金は、子ども家庭総合支援拠点整備に伴う50万4,000円の増額。

目03 衛生費国庫補助金、節01 保健衛生費補助金は、新型コロナウイルスワクチン4回目接種、オミクロン株対応ワクチン追加実施に伴う687万1,000円の増額。

目04 土木費国庫補助金、節01 道路橋梁費補助金は、国の補正予算に伴う令和5年度事業の執行等のため7,693万8,000円の増額。

目05 消防費国庫補助金、節01 消防費補助金は、消防団第1分団の可搬ポンプ整備に補助採択がなかったことによる皆減となります。

11ページをお願いいたします。

款16 県支出金、目01 民生費県負担金、節01 社会福祉費負担金、国民健康保険未就学児均等割保険料負担金33万8,000円は、交付金額決定による増額。

項03 教育費県負担金、節01 教育総務費負担金、子育てのための施設等利用給付費139万2,000円の減額は、事業見込額の精査による減額。

項02 県補助金、目02 民生費県補助金、節02 児童福祉費補助金2,110万4,000円は、子育て世帯1世帯当たり1万5,000円を給付する県事業実施に伴う増額。

目04 農林水産業費県補助金、節01 農業費補助金、県単土地改良事業補助金200万円の減額は、前沢ため池用地測量について、県単事業から県営事業での実施に変更されたことによる皆減。施設園芸省エネ設備導入支援事業補助金268万4,000円の減額は、補正4号で計上しました当該制度が県直接補助に変更されたことによる皆減。新規きのこ生産者就業定着給付金事業費補助金50万円は、事業実施に伴う増額。肥料高騰対策緊急整備事業補助金269万6,000円の増額は、事業実施に伴う増額です。

節02 林業費補助金10万7,000円の減額は、橋梁点検業務委託の額の確定に伴う減額。

目08 消防費県補助金、節01 消防費補助金5万5,000円は、災害時の避難所生活環境確保のための蓄電池導入に対する補助の増額。

款17 財産収入、目02 利子及び配当金98万8,000円は、資産運用に伴う利子収入の増額です。

12ページをお願いいたします。

款18 寄附金、目01 指定寄附金は、明治安田生命保険相互会社により、健康増進事業推進のための寄附があったことによる51万円の増額。

款19 繰入金、目01 財政調整基金繰入金は、補正に伴う財源調整です。

目03 ふるさとふれあい振興基金繰入金は、基金繰入れ事業の減に伴う240万円の減額。

目 04 ふるさとみたけ応援基金繰入金は、基金繰入れ事業の減に伴う 11 万 1,000 円の減額。  
款 21 諸収入、目 05 雑入、節 04 農林水産業費雑入、線下伐採補償料 258 万 9,000 円は、関西電力による町有林の線下伐採に伴う増額です。

13 ページをお願いいたします。

県営土地改良事業分担金 32 万円は、前沢ため池改修に伴い、事業費の一部をゴルフ場が負担することによる皆増。

節 07 消防費雑入は、防災士資格取得試験受験者数確定による 17 万 3,000 円の減額。

款 22 町債につきましては、先ほど第 4 表で説明したとおりとなります。

14 ページをお願いいたします。

歳出になります。

なお、人件費関係につきましては、28 ページ以降に給与費明細書を掲載しておりますので、省略して御説明させていただきます。

また、事業費の確定、今後の見込みの精査をしておりますので、減額補正については省略させていただきます、増額補正を中心に説明をさせていただきます。

款 02 総務費、目 01 一般管理費の節 10 需用費、光熱水費 1,218 万 9,000 円は、電気料高騰による今後の必要額分の増額です。

節 12 委託料は、国による地方単独事業調査に対応するためのシステム改修委託料 24 万 8,000 円の増額。

目 04 電算管理費、節 10 需用費、修繕料 58 万 5,000 円は、電柱移設工事に伴う光ケーブル使用移転料の増額。

節 12 委託料 16 万 5,000 円は、軽自動車税納付確認システムが令和 5 年 1 月から稼働することに伴うネットワーク構築経費の増額。

15 ページをお願いいたします。

目 08 まちづくり推進費、節 10 需用費、修繕料 50 万円は、わいわい館屋外の木製階段の破損に伴う修繕料です。

目 16 基金費は、資産運用に伴う利子収入分積立てによる増額、寄附金相当分の増額、線下伐採補償料等収入増分の増額、計 408 万 7,000 円の増額です。

16 ページをお願いいたします。

目 01 戸籍住民基本台帳費、節 18 負担金、補助及び交付金は、個人番号カード関連交付金が国から J-L I S に対する直接補助となったことによる皆減です。

項 04 選挙費、目 01 選挙管理委員会費、節 01 報酬 7 万 5,000 円は、臨時会の開催に伴う委員報酬の増額となります。

17 ページをお願いいたします。

目 02 国保年金事務等取扱費、節 27 繰出金は、繰入れ基準額の決定等に伴う 76 万円の増額。

目 05 介護保険費の節 27 繰出金は、介護給付費増による 37 万 5,000 円の増額です。

18 ページをお願いいたします。

目 01 児童福祉総務費、節 10 需用費、修繕料 3 万 3,000 円は、子ども家庭総合支援拠点の電話回線引込み経費の増額。

節 14 工事請負費は、拠点整備に伴う北庁舎会議室の改修工事費 97 万 6,000 円の増額です。

一番下の枠に行きまして、目 08 子育て世帯生活支援特別給付費は、子育て世帯に 1 世帯当たり 1 万 5,000 円を給付する事業実施に伴う事業費の増額です。

節 03 職員手当等は、事業実施に伴う職員時間外勤務手当 15 万円。

節 10 需用費は、事務消耗品、印刷代等 9 万 7,000 円。

節 11 役務費は、受給確認書等の郵送料、振込手数料 43 万 3,000 円。

節 12 委託料は、給付に係るシステム改修経費 9 万 9,000 円です。

19 ページをお願いいたします。

節 18 負担金、補助及び交付金は、給付金 2,032 万 5,000 円を計上しております。

款 04 衛生費、目 01 保健衛生総務費、節 18 負担金、補助及び交付金は、桃井病院の医療機器調達分負担金の追加による 237 万 9,000 円の増額と、いきいき健康まつり中止による不用額分 50 万円の減額です。

目 02 予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種 4 回目及びオミクロン株対応ワクチン追加接種の実施に伴う経費の増額です。

節 11 役務費は、接種券郵送等の経費、接種体制確保のための事務補助員派遣手数料等 487 万 1,000 円。

節 12 委託料は、個別接種業務委託料 812 万 6,000 円。

節 18 負担金、補助及び交付金は、個別接種支援補助金 200 万円を計上しています。

20 ページをお願いいたします。

目 06 環境政策費、節 11 役務費は、環境基本計画改定に係るアンケート調査郵便料 24 万 5,000 円と、アンケート結果入力作業手数料 18 万円の増額です。

款 06 農林水産業費、目 03 農業振興費、節 18 負担金、補助及び交付金で、営農用機械整備事業補助金 27 万円は県事業の肥料高騰対策緊急整備事業実施に伴う町分の補助金の増額、施設園芸省エネ設備導入支援事業補助金 268 万 4,000 円の減額は、当該事業が県による直接補助制度に変更となったことによる皆減、新規きのこ生産者を対象に定着給付金を支給する事業補助金に 100 万円の増額、肥料高騰対策緊急整備事業補助金に 269 万 6,000 円を増額しています。

21 ページをお願いいたします。

目 04 農地費、節 12 委託料、前沢ため池用地測量業務委託料 400 万円の減額は、県単事業から県営事業での実施に変更されたことによる皆減。

節 18 負担金、補助及び交付金、県営土地改良事業負担金 150 万円の減額は、県営事業の事業内容の精査による減額。県営土地改良事業分担金 32 万円の増額は、前沢ため池改修に伴い、ゴルフ場から受け入れた事業の一部を県へ分担金として支出することによる皆増です。

22 ページをお願いいたします。

一番下の枠になります。

款 08 土木費、項 02 道路橋梁費は、いずれも国の補正予算を受けて実施するものです。

目 02 道路維持費、節 12 委託料、道路施設補修設計業務委託料 624 万円は、千ノ井・真多羅線等の舗装補修計画策定業務です。

節 14 工事請負費、道路維持工事費 1 億 800 万円は、千ノ井・真多羅線舗装工事などとなります。

目 04 橋梁維持費、節 12 委託料、橋梁補修設計業務委託料 555 万円は、見上橋補修設計業務委託であります。

節 14 工事請負費、橋梁維持工事費 3,100 万円は、送木橋補修工事となります。

ページ飛びまして、24 ページをお願いいたします。

款 10 教育費、目 02 事務局費、節 17 備品購入費 34 万 4,000 円は、軽度聴覚障害児の入学に伴う補聴援助機器導入に伴う増額です。

25 ページをお願いいたします。

項 02 小学校費、目 01 学校管理費、節 10 需用費、光熱水費 959 万 1,000 円は、電気料高騰による今後の必要額分の増額です。

以下、同様になりますが、項 03 中学校費の目 01 学校管理費、節 10 需用費の 482 万 4,000 円、項 04 生涯学習費の目 02 公民館費、節 10 需用費 835 万 2,000 円、目 05 文化財維持費、節 10 需用費 15 万 9,000 円、26 ページのほうへ行きまして、目 07 郷土館費の節 10 需用費 17 万 5,000 円、目 08 図書館費、節 10 需用費 446 万 5,000 円、項 05 保健体育費の目 02 海洋センター費、節 10 の需用費 155 万 6,000 円、目 03 学校給食センター費、節 10 需用費の 388 万 8,000 円、これらいずれも電気料高騰による今後の必要額分の増額となります。

最後に、28 ページから 30 ページには給与費明細書を、31 ページには債務負担行為、32 ページには地方債の調書を掲載しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 53 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

## 議長（高山由行君）

続きまして、議案第 54 号 令和 4 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 55 号 令和 4 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、以上 2 件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

## 保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第 54 号、第 55 号の 2 件を続けて御説明させていただきます。

初めに、議案第 54 号 令和 4 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明させていただきます。

補正予算書つづりの中の黄色の表紙の裏、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,076 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 22 億 8,709 万 9,000 円とするものです。

明細について説明をさせていただきます。

4 ページをお願いいたします。

歳入です。

款 03 県支出金は保険給付費等交付金の普通交付分で、後ほど説明させていただきます歳出の一般被保険者高額療養費の増額と同額の 2,000 万円の増額となります。

款 05 繰入金是一般会計からの繰入れで、財政安定化支援事業繰入金額の確定に伴う 8 万 3,000 円の増額と、未就学児均等割保険料負担金繰入金額の確定に伴い 67 万 7,000 円の増額、合わせて 76 万円の増額となります。

5 ページをお願いいたします。

歳出です。

款 01 総務費、項 02 徴税費は、徴収員の報酬見込みにより 10 万円の減額となります。

款 02 保険給付費、項 02 高額療養費は、一般被保険者に係る高額療養費の見込みにより 2,000 万円の増額となります。

款 03 国民健康保険事業費納付金、項 01 医療給付費分、その下、項 02 後期高齢者支援金等分は、一般会計からの財政安定化支援事業繰入金、未就学児均等割保険料負担金繰入金に伴う財源内訳の変更でございます。

6 ページをお願いいたします。

款 06 諸支出金、項 01 償還金及び還付加算金は、令和 3 年度保険者努力支援交付金の精算に伴う償還金として 13 万 1,000 円の増額となります。

款 07 予備費は、歳入歳出額の調整により 72 万 9,000 円の増額となります。

7 ページには人件費に関する明細書がつけてありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 54 号 令和 4 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

続きまして、議案第 55 号 令和 4 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明させていただきます。

補正予算書つづりのオレンジ色の表紙の裏、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、第 1 条で保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 226 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 18 億 8,054 万 2,000 円とするものです。

また、第 2 条で指定管理業務に係る債務負担行為を定めております。

なお、介護サービス事業勘定の補正はございません。

4 ページをお願いいたします。

みたけ健康館の指定管理に関する債務負担行為となります。

債務負担行為期間は令和 4 年度から令和 9 年度、指定管理期間は令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間、限度額は 2,689 万円となります。

6 ページをお願いいたします。

歳入の補正予算です。

歳入は全て後ほど説明させていただきます歳出の高額介護サービス費の増額に伴うもので、款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金が 54 万 7,000 円の増額。

項 02 国庫補助金が 10 万円の増額。

款 04 支払基金交付金が 81 万円の増額。

款 05 県支出金が 42 万 8,000 円の増額。

7 ページになりますが、款 06 繰入金は、一般会計からの繰入れとして 37 万 5,000 円の増額となります。

8 ページをお願いいたします。

歳出です。

款 02 保険給付費は、高額介護サービス費の見込みにより 300 万円の増額となります。

款 05 地域支援事業費、項 01 介護予防・日常生活支援総合事業費、目 01 介護予防・日常生活支援総合事業は、会計年度任用職員の人件費の見込みにより 80 万円の減額と、国民健康保険連合会への審査手数料の見込みにより 2 万円の増額、合わせて 78 万円の減額。

目 02 一般介護予防事業は、会計年度任用職員の人件費の見込みにより 10 万円の減額となります。

款 05 地域支援事業費、項 02 包括的支援事業・任意事業費は、包括支援センター職員の人件費の見込みにより 38 万 4,000 円の増額、会議など回数の減少に伴う報償費の見込みにより 14 万 1,000 円の減額、重層的支援体制整備に係る相談体制に向けた地域包括支援センターの移転に伴う事務用品、備品の購入といたしまして 63 万 7,000 円の増額、合わせて 88 万円の増額となります。

9 ページをお願いいたします。

款 06 予備費は、歳入歳出調整として 74 万円の減額となります。

10 ページと 11 ページは、人件費に関する明細となりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

12 ページをお願いいたします。

こちらは、先ほどお話しさせていただきましたみたけ健康館の指定管理に関する債務負担行為の支出に関する調書と財源内訳となります。

なお、右にあります財源内訳につきましては、今年度の負担割合で算定をしております。

以上で、議案第 54 号、第 55 号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

#### 議長（高山由行君）

続きまして、議案第 56 号 令和 4 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、議案第 57 号 令和 4 年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、以上 2 件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治君。

#### 上下水道課長（可児英治君）

それでは、事業会計の補正予算 2 議案について御説明させていただきます。

初めに、議案第 56 号 令和 4 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 2 号）です。

お手元の補正予算つづり、水色の表紙をおめくりいただき、1 ページをお願いいたします。

第 1 条は、補正予算を定める総則。

第 2 条は、収益的支出の補正で、第 1 款第 1 項の営業費用を 55 万 6,000 円減額。

第 3 条は、資本的支出の補正で、第 1 款第 1 項の建設改良費を 7 万 8,000 円増額いたします。

次のページ、第 4 条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正として、予算第 7 条に定めた職員給与費を 47 万 8,000 円減額いたします。

次の 3 ページは補正予算実施計画、4 ページから 5 ページは補正予算給与費明細書、次の 6 ページから 10 ページの予定貸借対照表及び注記の説明は割愛させていただき、11 ページの補正予算実施計画明細書をお願いいたします。

上の表、収益的支出では、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費、節13動力費は、電気料金の高騰等により300万円の増額。

節22委託料は、事業費の確定により同じく300万円の減額。

目4総係費は、人事異動等に伴い、節1給料を10万円、節2手当を45万6,000円それぞれ減額いたします。

下の表、資本的支出では、款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良事務費は、人事異動等に伴い、節1給料を1万4,000円、節2手当を5万4,000円、節5法定福利費を1万円それぞれ増額いたします。

次の12ページから13ページは、令和4年度予定キャッシュ・フロー計算書です。説明の割愛部分につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

これで水道事業会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第57号 令和4年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

お手元の補正予算つづり黄緑色の表紙をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

第1条は、補正予算を定める総則。

第2条は、収益的支出の補正で、第1款第1項の営業費用を43万2,000円減額。

第3条は、資本的支出の補正で、第1款第1項の建設改良費を140万5,000円増額いたします。

次のページ、第4条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正として、予算第8条に定めた職員給与費を97万3,000円増額いたします。

次の3ページは補正予算実施計画、4ページから5ページは補正予算給与費明細書、次の6ページから10ページの予定貸借対照表及び注記の説明は割愛させていただき、11ページの補正予算実施計画明細書をお願いいたします。

上の表、収益的支出では、款1下水道事業費用、項1営業費用、目3総係費は、人事異動等に伴い、節1給料を2万9,000円、節2手当を40万3,000円それぞれ減額いたします。

下の表、資本的支出では、款1資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費は、人事異動等に伴い、節1給料を102万6,000円増額、節2手当を7万1,000円減額、節5法定福利費を45万円増額いたします。

次の12ページから13ページは、令和4年度予定キャッシュ・フロー計算書です。説明の割愛部分につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

これで下水道事業会計補正予算の説明を終わります。

以上、事業会計補正予算2議案について、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

## 議長（高山由行君）

続きまして、条例そのほかについて行います。

議案第 58 号 御嵩町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 59 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第 60 号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、以上 3 件、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 山田敏寛君。

## 企画課長（山田敏寛君）

議案第 58 号 御嵩町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは 4 ページになりますが、資料にて御説明いたしますので、資料つづり 2 ページを御覧ください。

改正趣旨は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の定年が現行の 60 歳から段階的に 65 歳まで引き上げられることに伴い改正するものです。

概要としましては、1. 条文中で引用する地方公務員法の条項を変更。2. 職員の定年を 60 歳から 65 歳に改める。以下、いわゆる役職定年制を 60 歳と定めることや再任用について、及び定年を 2 年ごとに段階的に引き上げる経過措置等について定めるものであります。

施行日は、令和 5 年 4 月 1 日。ただし、附則第 11 条は、公布の日から施行するものであります。

次の 4 ページから 12 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しください。

以上で、議案第 58 号の説明を終わります。

議案第 59 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは 15 ページになりますが、資料にて御説明いたしますので、資料つづり 13 ページを御覧ください。

改正趣旨は、先ほどの議案第 58 号と同様、地方公務員の定年が現行の 60 歳から段階的に 65 歳まで引き上げられることに伴い、その関係条例を改正するものです。

概要は、地方公務員法の一部改正に伴い、引用する規定の条項番号を改め、60 歳を超える職員の給与月額は、当分の間、60 歳到達時の 7 割水準とする等の関係する 9 つの条例を一括して整理するものであります。

第 1 条は、御嵩町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例で、特例により引き続き管理監督職として勤務する職員を派遣対象職員から除外する。

第2条は、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例で、減給額の対象となる給料月額の対象等を規定する。

以下、14 ページの第9条、御嵩町職員の再任用に関する条例まで概要を掲載しております。施行日は、令和5年4月1日であります。

次の15ページから33ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しください。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

議案第60号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは21ページになりますが、資料にて御説明いたしますので、資料つづり34ページを御覧ください。

改正趣旨は、令和4年人事院勧告では、給料月額及び勤勉手当支給率の引上げなどの勧告がなされました。勧告を受けた国家公務員と同等の内容とするため、御嵩町職員の給与に関する条例など3つの条例を一括で改正するものであります。

概要でございますが、本議案の第1条、第2条は、御嵩町職員の給与に関する条例の一部改正です。

給料表の改定は、民間給与との格差を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げるものです。平均改定率0.23%でございます。

勤勉手当支給率の改定は、年間0.1月分引き上げるものです。表のとおり令和4年度は12月期を1.05月に、令和5年度以降は6月期と12月期に均等に配分し、それぞれ1.00月分にするものです。

再任用職員の勤勉手当支給率の改定は、年間0.05月分引き上げるものです。表のとおり令和4年度は12月期を0.50月に、令和5年度以降は6月期と12月期に均等に配分し、それぞれ0.475月分にするものです。

次に、2. 第3条、第4条は、御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正です。期末手当支給率を年間0.1月分引き上げるものです。表のとおり令和4年度は12月期を2.25月、令和5年度以降は6月期と12月期、それぞれ2.20月分とするものであります。

次に、第5条、第6条は、御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正で、期末手当支給率を常勤の特別職分と同様、年間0.1月分引き上げるものです。表のとおり内容も常勤の特別職分と同様でございます。

施行日は、第1条、第3条、第5条は公布の日で、令和4年4月1日から遡及適用となります。

第2条、第4条、第6条は、令和5年4月1日です。

次の 36 ページから 47 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しください。

以上で、議案第 60 号の説明を終わります。

#### 議長（高山由行君）

続きまして、議案第 61 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 金子文仁君。

#### 税務課長（金子文仁君）

それでは、議案第 61 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを説明させていただきます。

お手元の議案つづりは 27 ページ、資料つづりは 48 ページをお願いいたします。

説明は資料つづりにてさせていただきますので、督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の概要を御覧ください。

改正趣旨でございます。

令和 3 年度税制改正により、令和 5 年度から軽自動車税、固定資産税が QR コードによる納付方法となります。

また、一部金融機関において窓口での督促手数料などの確認事務が廃止されることにより、各債権は額面どおりの徴収となることから、督促手数料未納分の増加が見込まれます。これによる経費負担等の影響に対応するため、及び督促手数料の徴収が自治体によってばらつきがあることから生じる納税者等の不公平を解消するため、督促手数料の徴収を廃止することとし、関係する条例を一括で改正を行うものでございます。

次に概要でございます。

現在、町税等が納期限内に納付がない場合は、納期限後 20 日以内に督促状を発送し、督促手数料 100 円を徴収しておりますが、令和 5 年 4 月 1 日以降に納期限が到来する町税等の督促手数料の徴収を廃止するものでございます。

3 月分を例に申し上げますと、町税等の納期限が 3 月 31 日である 3 月分に係る督促状は令和 5 年 4 月 20 日に発送いたしますが、これに係る督促手数料は徴収いたします。ただし、町民税の特別徴収分など 3 月分の納期限が 4 月以降のものについては、督促手数料は徴収いたしません。

今回改正させていただく条例及び督促手数料を廃止する税・料金につきましては、御嵩町町税条例に規定される町税及び国民健康保険税、御嵩町督促手数料及び延滞金条例に規定される保育料、下水道使用料、御嵩町後期高齢者医療に関する条例に規定される後期高齢者医療保険料、御嵩町介護保険条例に規定される介護保険料、御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する

条例に規定される公共下水道受益者負担金、御嵩町道路占用料徴収条例に規定される道路占用料でございます。これら6つの条例とも改正の内容が同じであるため、一括で上程させていただくものです。

その他所要の改正といたしましては、関係条文削除による条ずれに対応する改正などがございます。

施行日は、令和5年4月1日となります。

資料の49ページから59ページにそれぞれの条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第61号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### 議長（高山由行君）

説明の最後になります。

議案第62号 指定管理者の指定について、議案第63号 指定管理者の指定について、議案第64号 指定管理者の指定について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

#### 保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第62号、63号、64号の指定管理者の指定についてを3件続けて御説明させていただきます。

初めに、議案第62号について御説明させていただきます。

議案書つづり29ページをお願いいたします。

御嵩町高齢者いきがい活動支援センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、高齢者いきがい活動支援センターみたけ。

指定管理者となる団体の名称は、岐阜県岐阜市宇佐南三丁目6番20号、株式会社技研サービス、代表取締役 棚橋泰之。

指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

指定管理者に係る説明は、資料にて説明させていただきますので、資料つづり60ページをお願いいたします。

現在の高齢者いきがい活動支援センターみたけの指定管理者の指定期間が令和5年3月31日で満了するため、次期指定管理機関の選定手続を進めてまいりましたが、その経緯に関しまして指定管理者選定に係る報告書、1. 指定管理者の選考について、事業者のスケールメリッ

トを考慮して指定期間を5年間として公募いたしました。

2. 選考の経緯といたしまして、株式会社技研サービスより申請書の提出があり、令和4年10月11日に御嵩町指定管理者選考委員会による面接審査を、令和4年10月28日に審査の結果を踏まえ、選考しております。

3. 選考結果にありますとおり、安定した管理のための経営基盤及び人材の確保のほか、4つの選考基準を基に指定申請書、面接ヒアリング、指定管理業務評価シートなどにより審査し、株式会社技研サービスを指定することが妥当と判断し、選考に至っております。

62 ページ、63 ページに指定管理業務評価シートを掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、議案第63号について御説明させていただきます。

議案書つづりの30ページをお願いいたします。

御嵩町高齢者いきがい活動支援センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、高齢者いきがい活動支援センターふしみ。

指定管理者となる団体の名称は、岐阜県可児郡御嵩町中2777番地28、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部、代表理事 松浪保夫。

指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

資料にて説明させていただきますので、資料つづりの64ページをお願いいたします。

現在の高齢者いきがい活動支援センターふしみの指定管理者の指定期間が令和5年3月31日で満了するため、次期指定管理機関の選定手続を進めてまいりましたが、その経緯に関しまして指定管理者選定に係る報告書、1. 指定管理者の選考について、事業者のスケールメリットを考慮して指定管理期間を5年間として公募いたしました。

選考の経緯としまして、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部より申請書の提出があり、令和4年10月11日に御嵩町指定管理者選考委員会による面接審査を、令和4年10月28日に審査の結果を踏まえ選考しております。

選考結果にありますとおり、安定した管理のための経営基盤及び人材の確保のほか、4つの選考基準を基に指定申請書、面接ヒアリング、指定管理業務評価シートなどにより審査し、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部を指定することが妥当と判断し、選考に至っております。

66 ページ、67 ページに指定管理業務評価シートを掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

最後に、議案第 64 号について説明をさせていただきます。

議案書つづり 31 ページをお願いいたします。

みたけ健康館の指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、みたけ健康館。

指定管理者となる団体の名称は、岐阜県可児郡御嵩町中 2777 番地 28、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部、代表理事 松浪保夫。

指定期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

資料にて説明させていただきますので、資料つづり 68 ページをお願いいたします。

現在のみたけ健康館の指定管理者の指定期間が令和 5 年 3 月 31 日で満了するため、次期指定管理機関の選定手続を進めてまいりましたが、その経緯に関しまして指定管理者選定に係る報告書、指定管理者の選考について、事業者のスケールメリットを考慮し、指定管理期間を 5 年間として公募いたしました。

選考の経緯といたしまして、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部より申請書の提出があり、令和 4 年 10 月 11 日に御嵩町指定管理者選考委員会による面接審査を、令和 4 年 10 月 28 日に審査の結果を踏まえ選考しております。

選考結果にありますとおり、安定した管理のための経営基盤及び人材の確保のほか、4 つの選考基準を基に指定申請書、面接ヒアリング、指定管理業務評価シートなどにより審査し、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部を指定することが妥当と判断し、選考に至っております。

70 ページ、71 ページに指定管理業務評価シートを掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 62 号、63 号、64 号、3 件の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

**議長（高山由行君）**

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は 10 時 45 分といたします。

午前 10 時 25 分 休憩

---

午前 10 時 45 分 再開

**議長（高山由行君）**

休憩を解いて再開をいたします。

---

## 議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第52号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第52号は原案のとおり同意されました。

---

議長（高山由行君）

議案第53号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

24 ページの一番下の枠の一番上です。会計年度任用職員報酬ということで300万円の減額となっております。これについてお尋ねをいたします。

これは説明の中で、外国語教育指導員と、それから各学校のスクールサポーターの減額分だというふうにお聞きしましたが、それぞれ募集されたというふうに聞きました。その結果、外

国語指導員のほうはこのまま配置しないでいきたいという説明だったんですけども、これは必要だから募集されたのではないかなと思いますので、その辺りの経過と、そういうふうに判断された理由を教えてください。

それからスクールサポーターについては、上中には今配置していないということなんですが、これについてもどういう現状なのかということをお教えください。

#### 議長（高山由行君）

教育参事 筒井幹次君。

#### 教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

それでは、岡本議員の御質問にお答えをいたします。

まず外国語の指導員ですけども、こちらは、先日の協議会でも少しお話しをさせていただきましたが、以前から学校を退職された校長先生が、英語にかなり堪能な方であったということで、この方に当初お願いをしました。その当時については、今は一般企業に委託という形でALTの派遣をお願いしているわけですけども、その当時について、まだこのALTの契約というものは結んでおりませんでした。ごめんなさい、ちょっと記憶が確かではないんですけども、県の紹介等におきまして、お一人、御嵩町へこういったALTの方に来ていただいて教員住宅に住んでいただいていたというようなことから始まったと記憶しております。そのときには外国から直接お見えになるALTの方も見えまして、学校と、そのALTの方の橋渡しであったり、そういったいわゆる通訳みたいなものであったと。そういうところから始めて、その頃の役目としては非常に大きかったと思っております。今に至っては一般企業のほうに委託をしまして、企業から派遣されるALTについては日本語がかなり堪能な方が多いということで、一定その役割を終えてきたというところが1つです。

近年については、英語検定に向けての導入であったり導きであったりといったこととか、あと英検I B Aという、自分が今英検何級相当になるのかといったようなことのテスト、そういったことの役割を担っていただいておりますけれども、そういったものについて引き続きやっていたらこうということで募集させていただきましたが、なかなかそういった英語に堪能な方、一般の方というものがいないということで応募もありませんでしたので、今後は職員で担っていくということで現時点で考えておるということでもあります。

次に、スクールサポートスタッフについてです。

上之郷中学校には、これも協議会でお話をしましたように規定がございまして、5クラス以上のある学校にしか補助がないということが一つありましたが、ただ、御嵩町としては単費を用いてでも配置をしたいということで財政当局と調整をしまして募集をしたということですけども、応募がなかったということで残念なことであったということですので、来年度も引

き続き財政担当と協議をしながら、来年度の補助について、ついてくるというような情報もありますし、ちょっと不確定なところではあるんですけども、いずれにしましても配置に向けて努力をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

[挙手する者あり]

**議長（高山由行君）**

11 番 岡本隆子さん。

**11 番（岡本隆子君）**

学校教育指導員の制度につきましてはよく分かりました。

それからスクールサポーターの件なんですけど、今年度また単費でということ募集をされたということですね。それで、来年度に向けてはどうなるかはまだ配置の方向でということなんですけど、これはここで予算を切っちゃっています。切っちゃったということですね、ここで減額したということは、来年度は配置していこうという方向であるなら、ある程度お金を残して、いつでも採用できるようなことはできなかったのか。やっぱりスクールサポーターの方がいらっやらないということは何かと不便なことが多いと思うので、なので単費でもつけようというお考えだったと思うんですけど、その辺りのお考えはどのようでしょうか。

**議長（高山由行君）**

教育参事 筒井幹次君。

**教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）**

お答えをいたします。

このスクールサポートスタッフなんですけれども、校内の消毒をしたりといったような作業を行っていただいている方でありまして。例えば、このスクールサポートスタッフに限らず学校教育課としては様々な方を募集しておりますし、やはり以前からも言われておりますように、放課後児童クラブのほうはなかなか手薄といいますか、なかなか人員が集まらないというところで、これらも含めて、中間でも募集をしておりますし、ハローワーク等への照会とか、セカンドキャリアの説明会みたいなところに職員が行ったりして、募集といいますか参加させていただいているという現状です。

そういった中で、一番手が足りていないところの放課後児童クラブについては、今年度途中においても2名ほどの増員ができたということです。

ただ一方で、なかなか全体的に人員が不足している中で、今年度中については、ちょっとこれ以上新規採用は難しいのかなということで、今回減額をさせていただくわけですけども、新年度については、またそういった募集の時期ということもありまして、年度替わりということもありますので、新たな方が来ていただけることを期待して新年度に計上させていただく方

向で考えているということでありませぬ。以上です。

**議長（高山由行君）**

そのほか質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

すみませぬ、26 ページなんですけれども、小さな金額のことなんですけれども、保健体育総務費の中の土地借上料、これは多目的白山グラウンドとお聞きしたんですが、間違いないですかね。そこの借上料が1万1,000円マイナスになっているわけなんです。これというのは当初から決まった金額で、途中で変更があるというのはどういうことなのかというのと、毎年これって同じ金額じゃなくて何かの変動というのがあるのかというのをお聞きしたいんですけど。

**議長（高山由行君）**

生涯学習課長 日比野克彦君。

**生涯学習課長（日比野克彦君）**

大沢議員の御質問にお答えいたします。

この土地借上料につきましては白山多目的グラウンドの借上料でございます。これにつきましては、契約に基づきまして50万円プラス固定資産評価額ということになっておりまして、固定資産の評価額が毎年変動がございます。予算化する時点ではその年度の金額が確定していないものですから、今回確定したことによって減額をさせていただいております。ですので、今後も毎年変更がございますので御了解をお願いいたします。

**議長（高山由行君）**

そのほか質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（高山由行君）**

続きまして、議案第 54 号 令和 4 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 54 号 令和 4 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（高山由行君）**

議案第 55 号 令和 4 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 55 号 令和 4 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（高山由行君）

続きまして、議案第 56 号 令和 4 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 56 号 令和 4 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（高山由行君）

議案第 57 号 令和 4 年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 57 号 令和 4 年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 散会の宣告

#### 議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は 12 月 6 日午前 9 時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午前 10 時 59 分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長            高   山   由   行

署 名 議 員            岡   本   隆   子

署 名 議 員            谷   口   鈴   男

